

社会福祉法人 カリタスの里 役員報酬規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 カリタスの里（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1のとおり、費用を弁償する。但し、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

2 常勤役員名等の退職手当は、役員等として円満に任期を満了、辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- (3) 通勤手当については、職員給与規定第17条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、支給しないものとする。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張した時は、旅費交通規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している者の役員報酬は、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規定第7条第1項の規程に準じた日とする。
- (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退任した後3ヶ月以内に支給する。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合の報酬は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条の第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)
第 11 条

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表1 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、当法人の職員を兼務している役員等には支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

加古川市・高砂市・加古郡播磨町・稲美町	5,000円
その他	6,000円

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

加古川市・高砂市・加古郡播磨町・稲美町	5,000円
その他	6,000円

別表2 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	日額 40,000円
常務理事	日額 30,000円
理事	日額 20,000円

別表3 (常勤役員等の退職金算定式)

最終報酬月額×*在任年数×係数

*上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。但し、1か月未満は1か月に切り上げる